

## 1. 令和5年度の保険料率及び収支見込みについて

- 医療分
- 介護分

○ 医療分(収支見込み・概要説明等)

## 1. 医療分の令和5年度平均保険料率

### (1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

### (2) 協会としての対応

#### ① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### ② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

## 令和5年度 平均保険料率に関する論点

### 1. 平均保険料率

#### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
  - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
  - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
  - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
  - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

### 【論点】

- ▶ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 令和4年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。」

## 2. 保険料率の変更時期

### ◀現状・課題▶

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- ▶ 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

## 第 89 回全国健康保険協会運営委員会（平成 29 年 12 月 19 日）

### 理事長発言要旨

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

## 第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）

## 理事長発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないとのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいとのご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そしてどのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきっちりとお話をさせていただきながら、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということを考える必要がございます。
- 私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうというような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話をさせていただきたいと考えております。



## 第 118 回全国健康保険協会運営委員会（令和 4 年 9 月 14 日）

## 理事長発言要旨

- 本日、運営委員の皆様より、私が平成 29 年 12 月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関する質問をいただいたので、私の認識を申し上げます。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025 年には、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040 年には 65 歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率 10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約 4 兆 3,000 億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に 4,000 万人の加入者に一人当たり 10 万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率 10%を超えないようにすることができる。65 歳以上の高齢者人口が最も多くなる 2040 年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率 10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。

## 令和5年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和4年10月に開催した支部評議会において、協会は、

- ・ 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えていること
- ・ 協会けんぽの財政について、大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたいという基本的なスタンスを変えていないこと(第118回全国健康保険協会運営委員会(令和4年9月14日開催)理事長発言要旨(本運営委員会資料1-2「令和5年度保険料率に関する論点について(参考資料)」の17頁参照)

等について丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和5年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	0支部(2支部)	※( )内は昨年の支部数
意見の提出あり	47支部(45支部)	
① 平均保険料10%を維持するべきという支部	39支部(31支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部(10支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1支部(4支部)	

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

# 1. 政府予算案を踏まえた収支見込(令和5年度)の概要について

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率：10.00% R5年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	OR5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率：9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## (1) 政府予算案を踏まえた収支見込(令和5年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

### ① 収入の状況

収入(総額)は、令和4年度(直近見込)から900億円の減少となる見込み。

- ▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

### ② 支出の状況

支出(総額)は、令和4年度(直近見込)から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶ 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算(国庫特例減額措置分)による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

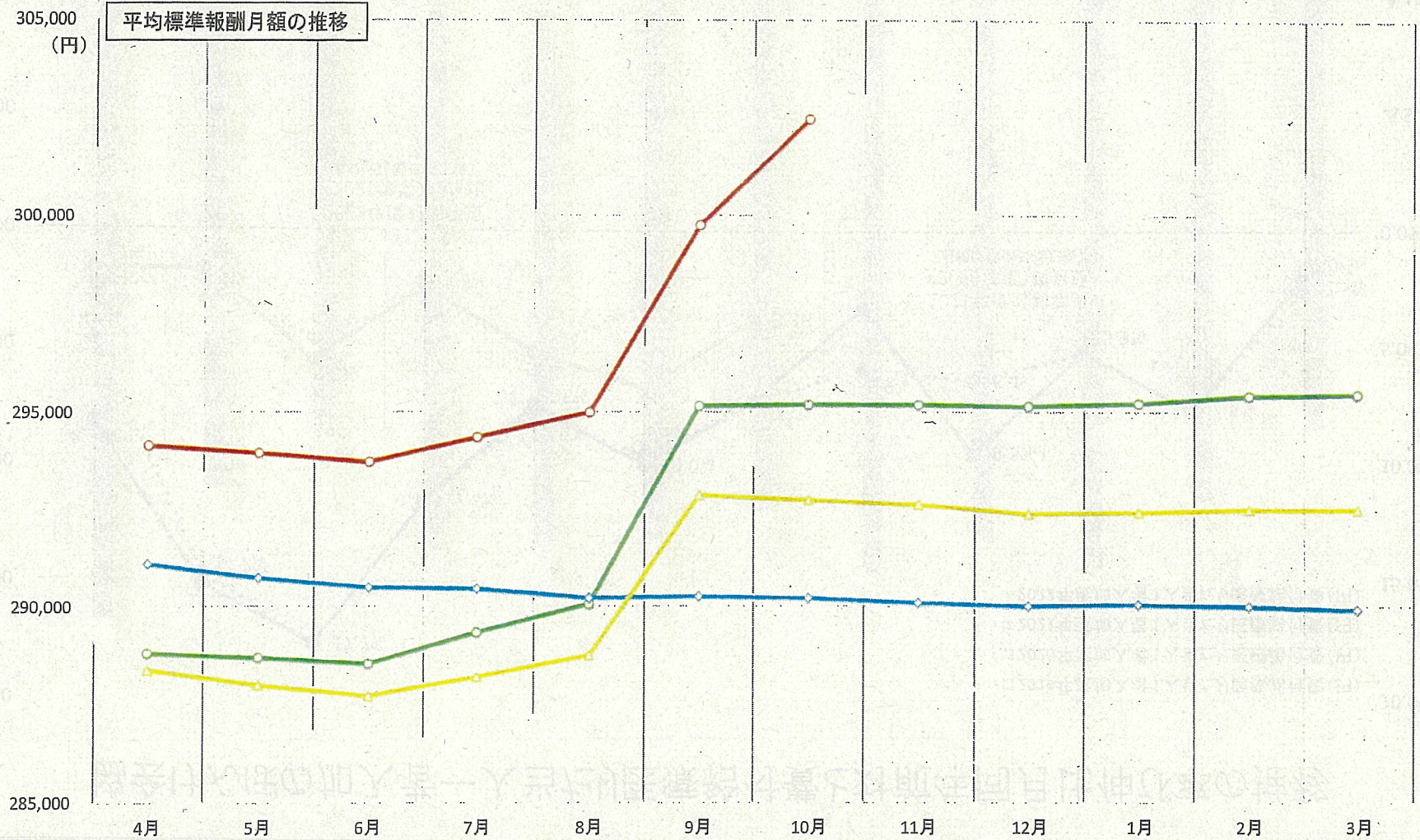
### ③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度(直近見込)より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.78%の見込み。)

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

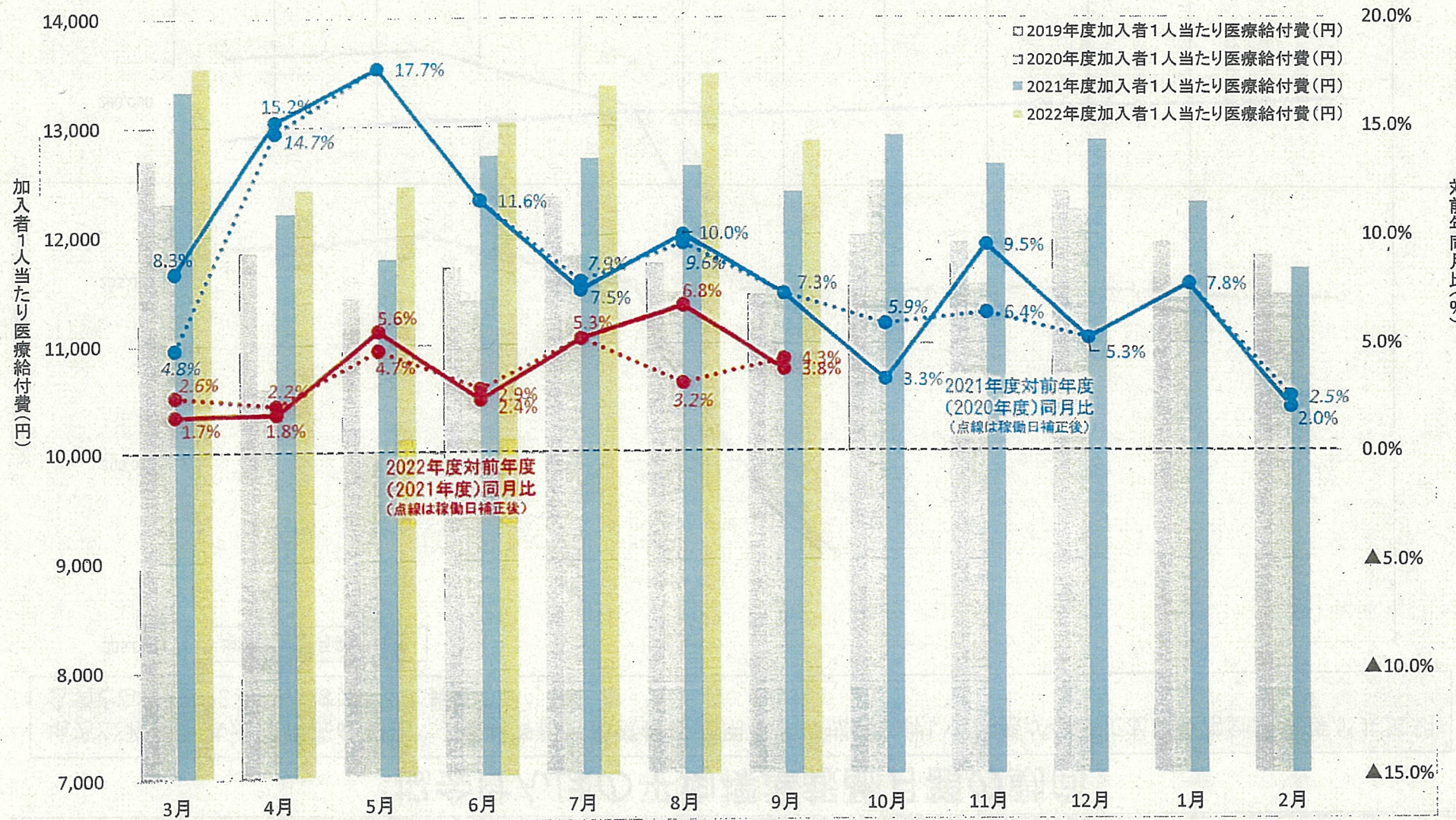
## 協会けんぽの平均標準報酬月額の変遷

地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となり、2022年10月は大きく上昇した。



—○— 2022年4月～2022年10月    —○— 2021年4月～2022年3月    —◇— 2020年4月～2021年3月    —◇— 2019年4月～2020年3月

## 協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移



注) 貸借対照表の注(1)の(イ)の金額を参照

	当年度	前年度	前々年度
甲	10,312	10,231	11,132
乙	21	73	24
丙	10,833	10,305	11,156
丁	10,833	10,305	11,156
合計	10,854	10,378	11,180

### ○ 介護分(収支見込み・概要説明等)

1	10,854	10,378	11,180
2	10,854	10,378	11,180
3	10,854	10,378	11,180
4	10,854	10,378	11,180
5	10,854	10,378	11,180
6	10,854	10,378	11,180
7	10,854	10,378	11,180
8	10,854	10,378	11,180
9	10,854	10,378	11,180
10	10,854	10,378	11,180
11	10,854	10,378	11,180
12	10,854	10,378	11,180
13	10,854	10,378	11,180
14	10,854	10,378	11,180
15	10,854	10,378	11,180
16	10,854	10,378	11,180
17	10,854	10,378	11,180
18	10,854	10,378	11,180
19	10,854	10,378	11,180
20	10,854	10,378	11,180
21	10,854	10,378	11,180
22	10,854	10,378	11,180
23	10,854	10,378	11,180
24	10,854	10,378	11,180
25	10,854	10,378	11,180
26	10,854	10,378	11,180
27	10,854	10,378	11,180
28	10,854	10,378	11,180
29	10,854	10,378	11,180
30	10,854	10,378	11,180
31	10,854	10,378	11,180
32	10,854	10,378	11,180
33	10,854	10,378	11,180
34	10,854	10,378	11,180
35	10,854	10,378	11,180
36	10,854	10,378	11,180
37	10,854	10,378	11,180
38	10,854	10,378	11,180
39	10,854	10,378	11,180
40	10,854	10,378	11,180
41	10,854	10,378	11,180
42	10,854	10,378	11,180
43	10,854	10,378	11,180
44	10,854	10,378	11,180
45	10,854	10,378	11,180
46	10,854	10,378	11,180
47	10,854	10,378	11,180
48	10,854	10,378	11,180
49	10,854	10,378	11,180
50	10,854	10,378	11,180
51	10,854	10,378	11,180
52	10,854	10,378	11,180
53	10,854	10,378	11,180
54	10,854	10,378	11,180
55	10,854	10,378	11,180
56	10,854	10,378	11,180
57	10,854	10,378	11,180
58	10,854	10,378	11,180
59	10,854	10,378	11,180
60	10,854	10,378	11,180
61	10,854	10,378	11,180
62	10,854	10,378	11,180
63	10,854	10,378	11,180
64	10,854	10,378	11,180
65	10,854	10,378	11,180
66	10,854	10,378	11,180
67	10,854	10,378	11,180
68	10,854	10,378	11,180
69	10,854	10,378	11,180
70	10,854	10,378	11,180
71	10,854	10,378	11,180
72	10,854	10,378	11,180
73	10,854	10,378	11,180
74	10,854	10,378	11,180
75	10,854	10,378	11,180
76	10,854	10,378	11,180
77	10,854	10,378	11,180
78	10,854	10,378	11,180
79	10,854	10,378	11,180
80	10,854	10,378	11,180
81	10,854	10,378	11,180
82	10,854	10,378	11,180
83	10,854	10,378	11,180
84	10,854	10,378	11,180
85	10,854	10,378	11,180
86	10,854	10,378	11,180
87	10,854	10,378	11,180
88	10,854	10,378	11,180
89	10,854	10,378	11,180
90	10,854	10,378	11,180
91	10,854	10,378	11,180
92	10,854	10,378	11,180
93	10,854	10,378	11,180
94	10,854	10,378	11,180
95	10,854	10,378	11,180
96	10,854	10,378	11,180
97	10,854	10,378	11,180
98	10,854	10,378	11,180
99	10,854	10,378	11,180
100	10,854	10,378	11,180

(単位:万円)

(介護分) 介護費の割入割合

介護分(介護費)の割入割合

# 1. 令和5年度の介護保険料率と介護納付金について

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



## 介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 7,819円(71,242円 → 79,061円)の負担増

〔月額〕 576円(5,248円 → 5,824円)の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

# 令和3年度インセンティブ制度の評価結果について

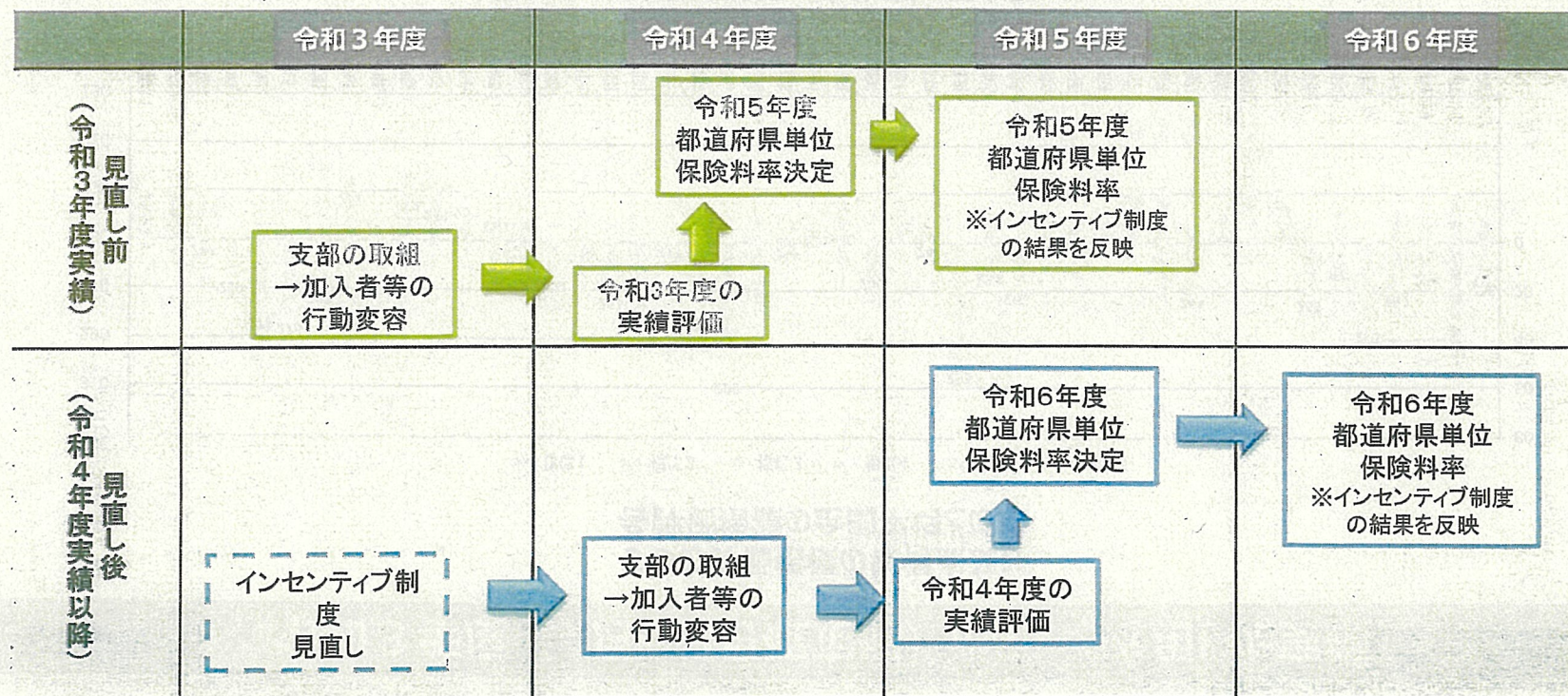
令和3年度インセンティブ制度の概要と実施状況について、関係者への説明やアンケート結果を踏まえて、今後の改善策についてご説明いたします。

インセンティブ制度の導入により、業務効率の向上やコスト削減に貢献している一方で、一部の課題も存在します。今後の改善策として、業務プロセスの見直しや人材育成の強化に取り組んでまいります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

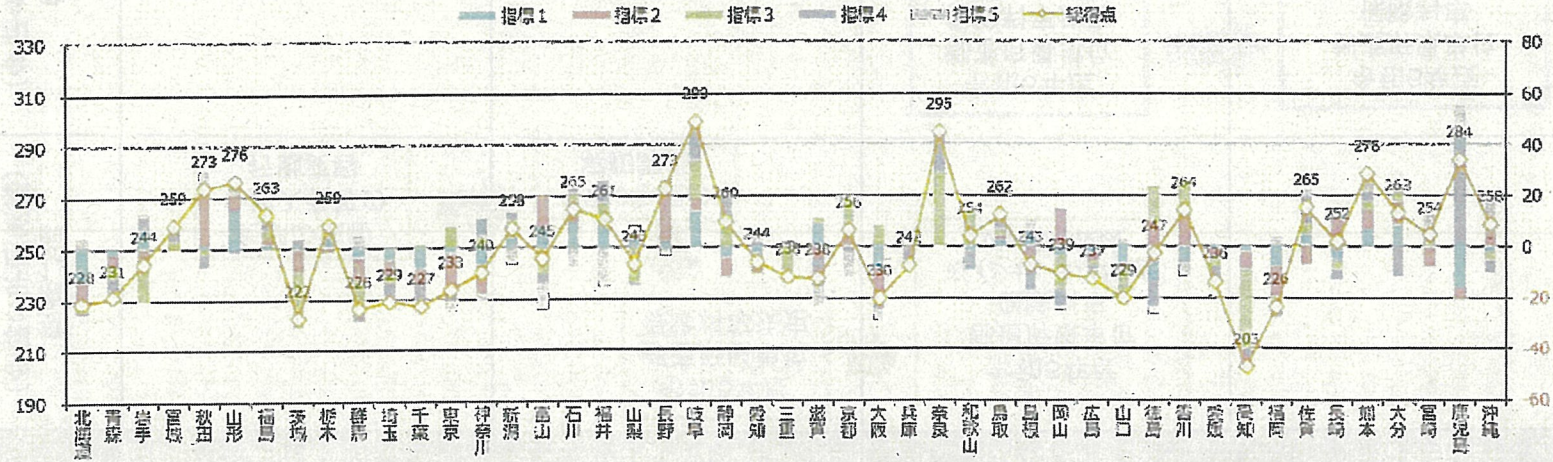
## 令和3年度インセンティブ制度の評価結果について

- インセンティブ制度は、支部ごとの加入者及び事業所の行動等を評価し、その結果に基づき、インセンティブを付与し、翌々年度の都道府県単位保険料率に反映させる制度で、平成30年度より運用を開始している。
- 令和3年度には、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、運営委員会及び評議会から制度の見直しに関するご意見もいただき、インセンティブ制度の見直しを行なった。見直し後のインセンティブ制度については、令和4年度実績に基づく令和6年度のインセンティブ保険料率から反映することとなる。
- 令和3年度実績については、見直し前の評価指標の実績値に基づき算出を行った  
 なお、令和3年度実績に基づく令和5年度のインセンティブ保険料率は、第115回運営委員会(令和4年1月27日開催)でお示したとおり、法令に基づき千分の〇・一(0.01%)に引き上げることとなる。



# 令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

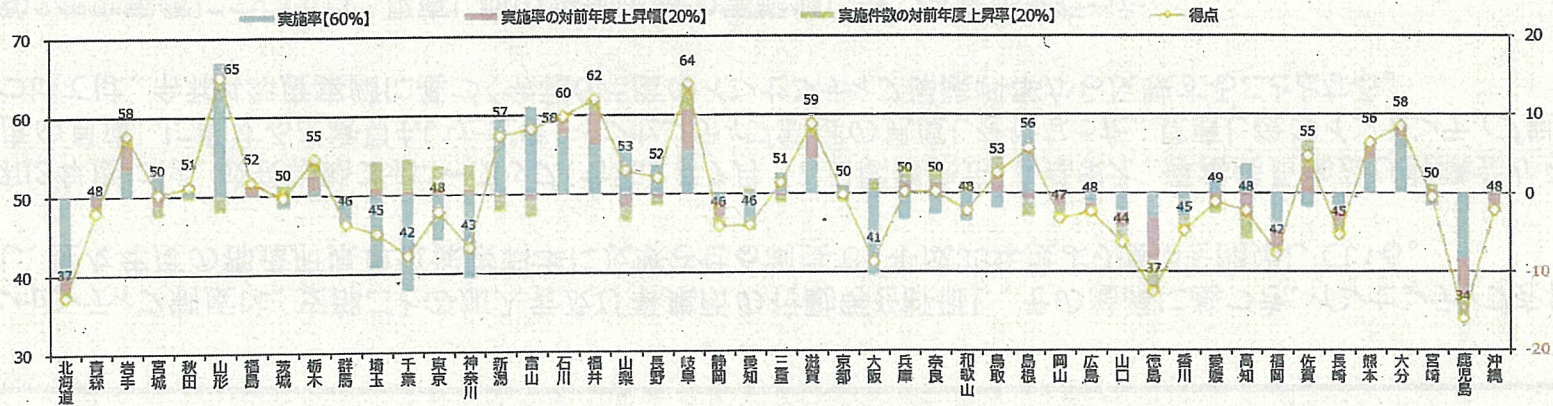
## 5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差



【新指標】

【全国平均との差】

## 指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

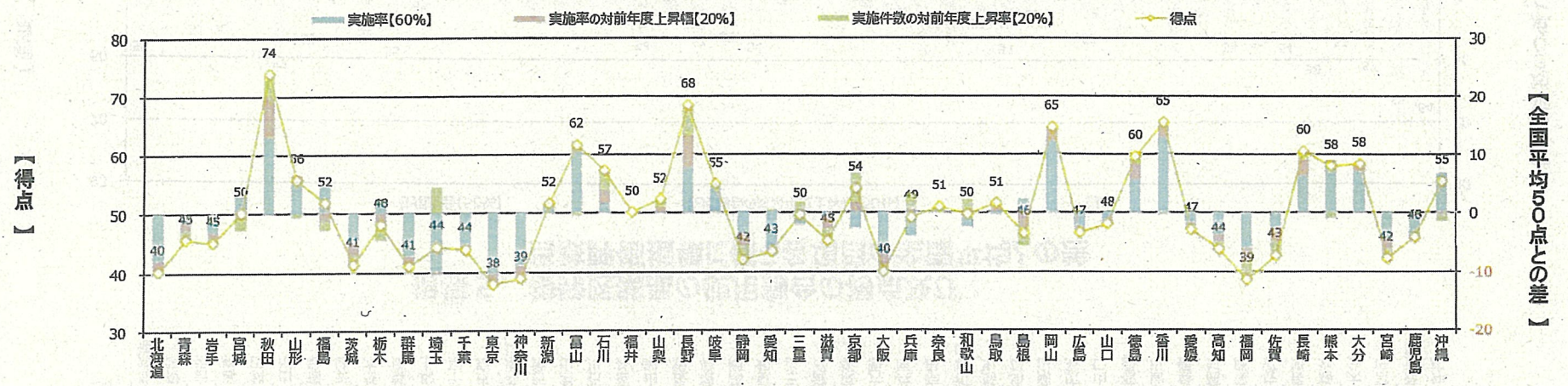


【新指標】

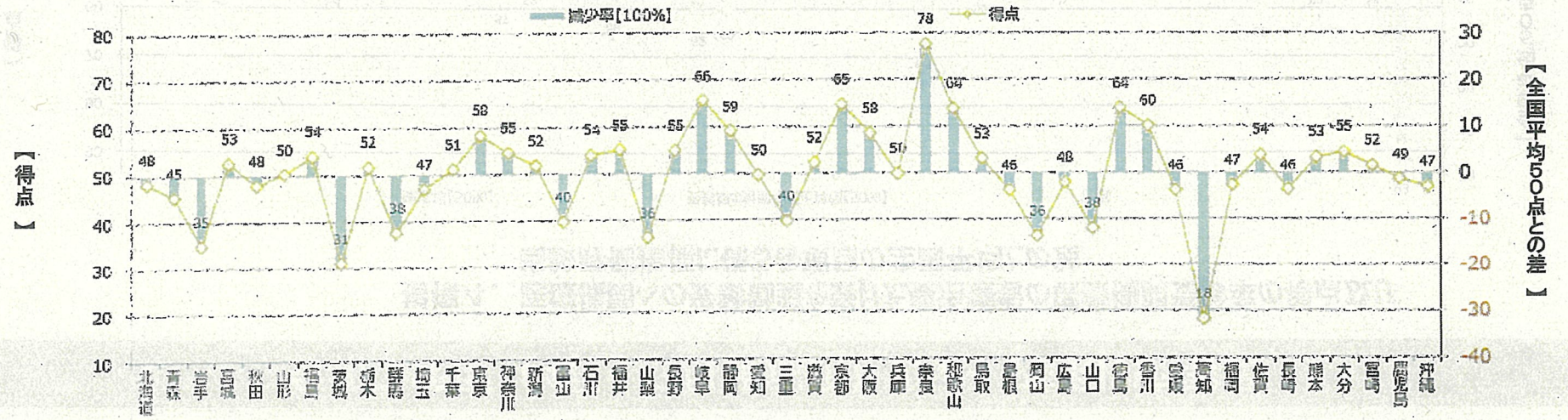
【全国平均との差】

# 令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 指標2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

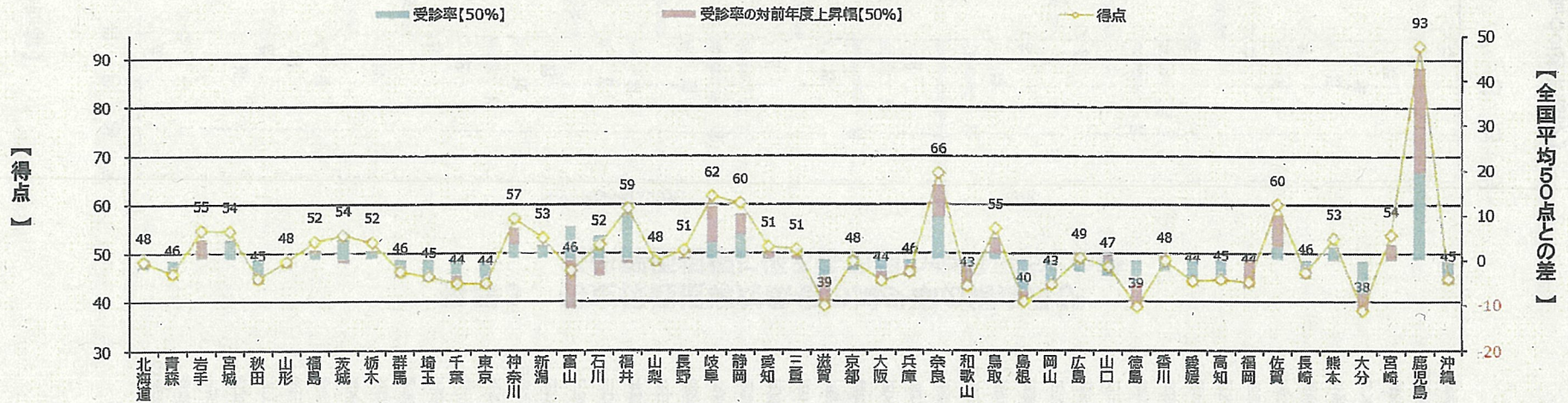


## 指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

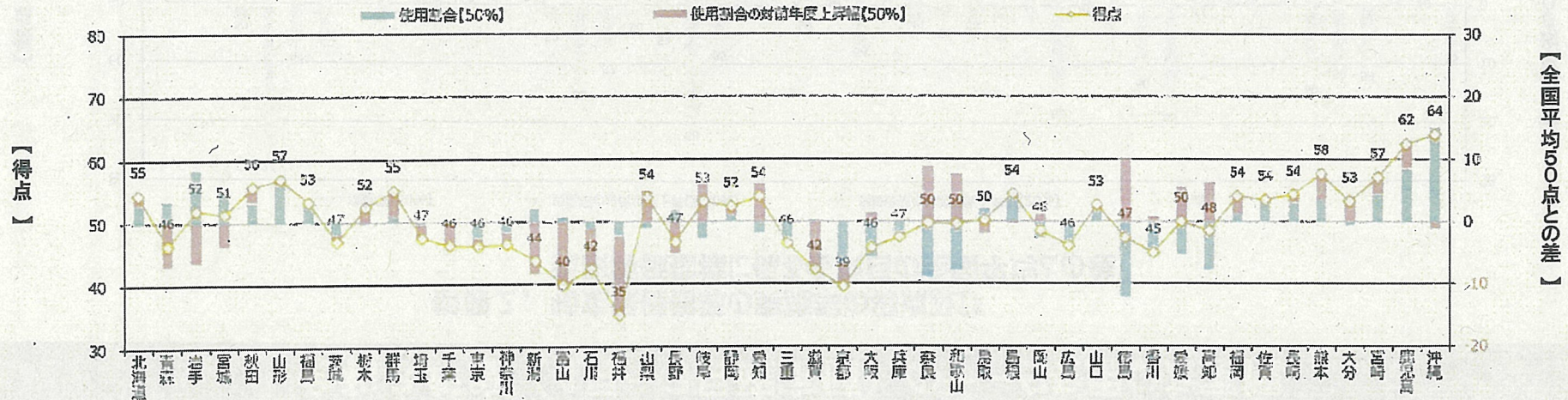


# 令和3年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

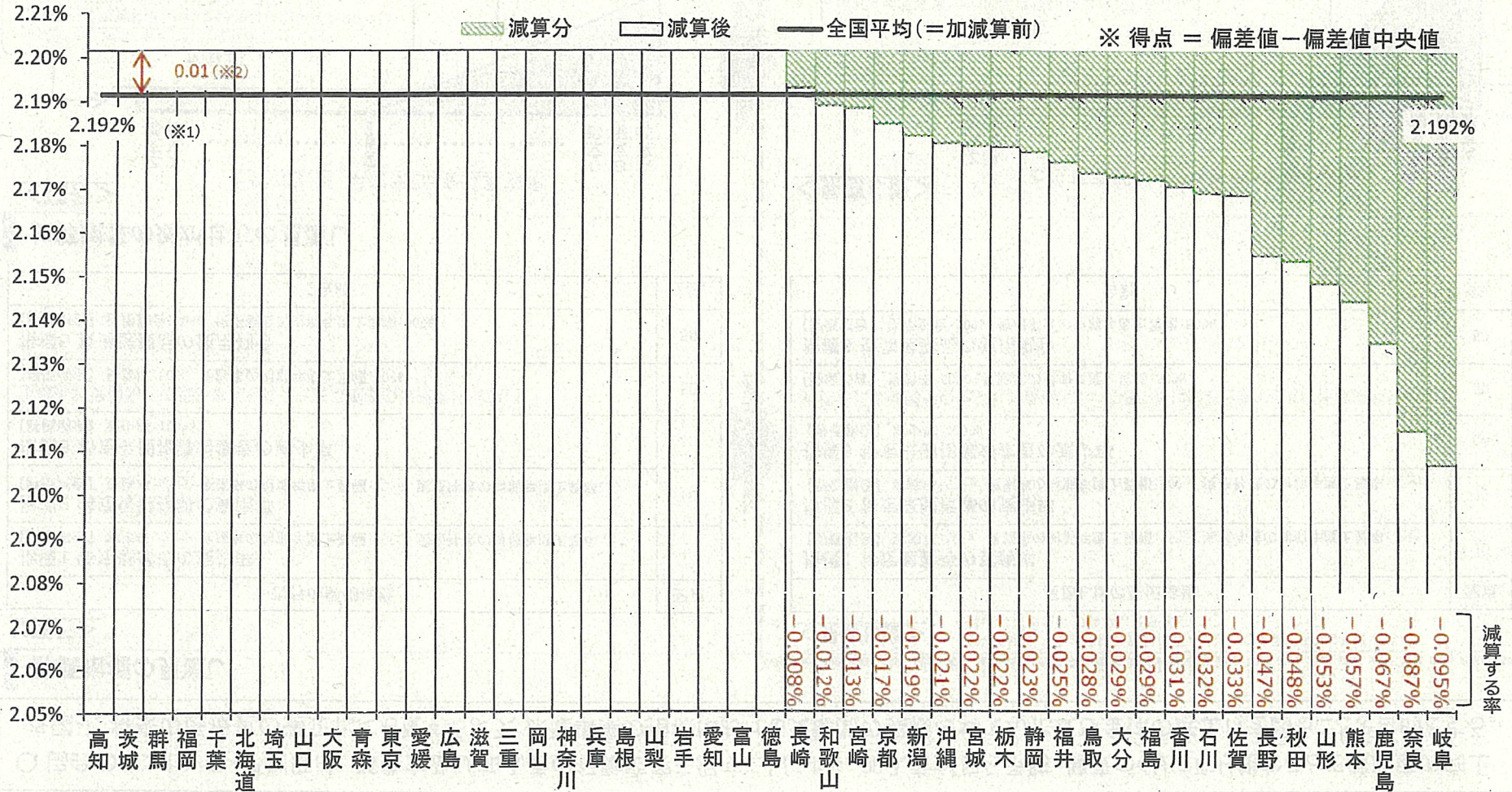


# 令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和5年度保険料率の算出に必要な令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。

# 参考⑤ 見直し後の協会けんぽのインセンティブ制度について

## 見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

### 評価指標の見直し

#### <現行>

現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

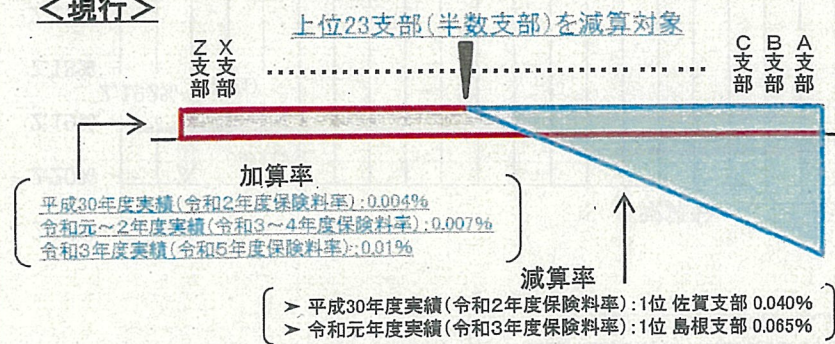
#### <見直し後>

令和4年度以降の実績の評価に適用し、その結果を令和6年度以降の都道府県単位保険料率に反映させる。

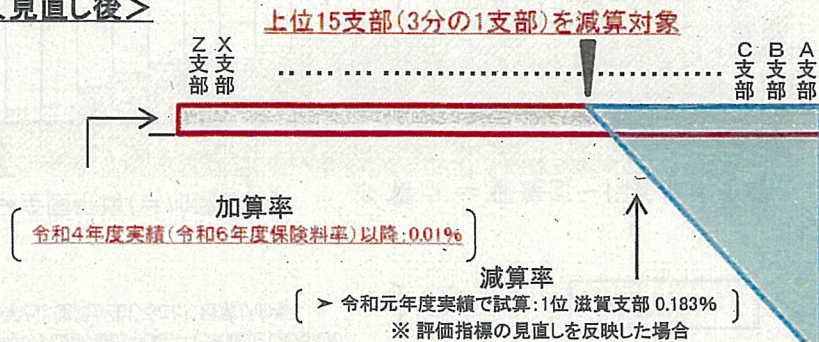
見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

### 加算減算の効かせ方の見直し

#### <現行>



#### <見直し後>



### 現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。



# 令和5年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/30</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款変更〈付議〉 (令和5年度都道府県単位保険料率等の決定)</li> </ul>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">2/20 (予備日)</div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/23</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度事業計画・予算〈付議〉</li> </ul>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">支部長からの 意見の申出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度都道府県単位保険料率</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度支部事業計画案</li> <li>・ 令和5年度支部保険者機能強化予算案</li> </ul> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度支部事業計画</li> <li>・ 令和5年度支部保険者機能強化予算</li> </ul> </div> <p>※ 3月に評議会を開催しない支部においては、適宜、評議員へ報告すること。</p>
その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">更なる保健事業広報等</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 0 auto;">保険料率の広報等</div>
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 0 auto;">保険料率の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 0 auto;">事業計画、予算の認可等</div>

◆ 運営委員会の議題については、令和4年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

「高品質の労働環境」を実現するための取り組みの成果を報告する。図表を通じて本報読者の皆様へ報告する。

第1期	第2期	第3期	
<p>【目標】</p> <p>（株）東芝・東芝システムサービス㈱</p>	<p>【目標】</p> <p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>【目標】</p> <p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>会員数増加</p>
<p>（株）東芝システムサービス㈱</p> <p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p> <p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p> <p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>会員数増加</p>
<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>会員数増加</p>
<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>（株）東芝システムサービス㈱</p>	<p>会員数増加</p>

※本報に掲載されている情報は、あくまで参考情報であり、必ずしも正確な情報であることを保証するものではありません。